

「神戸市域における効果的な暑熱環境適応施策の実施手法や新たな施策にかかる
調査・研究業務委託」

企画提案募集要領

1 業務の名称

神戸市域における効果的な暑熱環境適応施策の実施手法や新たな施策にかかる
調査・研究業務

2 業務に関する事項

(1) 業務目的

中長期(2050年頃)を見据えた神戸市が取り組むべき暑熱環境適応施策の策定を目指し、理化学研究所によるスーパーコンピューター「富岳」を用いた暑熱環境の現状及び将来のシミュレーション(以下、「シミュレーション」という。)の結果などを踏まえた評価を行い、2050年頃を長期的目標年次とし、今後数年間の中期的対策も視野に入れながら、導入可能性のある効果的な暑熱環境適応施策の実施手法や新たな施策について検討し、その実装に向けた提言を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

別紙「神戸市域における効果的な暑熱環境適応施策の実施手法や新たな施策にかかる調査・研究業務仕様書」のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

(4) 委託契約金額の上限

4,000,000円(消費税・地方消費税含む)

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等

の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 応募登録関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式10号）を提出すること。

5 事業者選定スケジュール（仮）

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 応募書類等の配布： | 令和6年4月8日（月曜） |
| (2) 応募登録申込及び質問受付締切： | 令和6年4月22日（月曜） |
| (3) 質問に対する回答： | 令和6年5月2日（木曜） |
| (4) 企画提案書の提出期限： | 令和6年5月15日（水曜） |
| (5) 提案審査会： | 令和6年5月22日（水曜） |
| (6) 選定結果通知： | 令和6年5月下旬 |
| (7) 契約締結： | 令和6年5月下旬 |

6 応募書類等の配布

- (1) 配布期間 令和6年4月8日から令和6年4月22日まで
- (2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- (3) 配布書類 ①企画提案募集要領（本書）
②仕様書
③各種様式（様式1号～11号）

7 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録手続き

- ア 受付期間 令和6年4月8日から令和6年4月22日まで
- イ 提出書類 様式1号及び2号の通り
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が提出すること。
- ウ 提出先 Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和6年4月8日から令和6年4月22日まで
- イ 提出方法 様式3号に記載の上、Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- ウ 回答方法 応募者全員に対し、令和6年5月2日までにEメールにより回答予定

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和6年5月15日 必着
- イ 提出書類 ①企画提案書提出書（様式4号）
②企画提案書（参考様式5号、様式自由）
③見積書（様式自由）
④業務実績調書（様式6号）
⑤業務実施体制表（様式7号）
⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式8号）
⑦共同企業体結成届出書（様式9号）※共同企業体の場合のみ
⑧共同企業体結成同意書（様式10号）※共同企業体の場合のみ
⑨法人・団体概要がわかる資料（様式自由）
⑩その他補足資料（任意、様式自由）
- ウ 提出先 Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- エ 提案内容 提案書の作成にあたっては、仕様書の内容を踏まえた上で下記の内容を盛り込むこと。
①協議への参画およびシミュレーションの実施手法等の助言にあたってのサポート体制
②効果的な施策の検討にあたり実施する学識経験者等へのヒアリング概要（想定する人数および対象者、想定するヒアリング内容等）
③効果的な施策の提言（報告書）にかかる創意工夫のポイント
なお、報告書には下記点を含めることを前提として提案してください。
a)シミュレーション結果の効果的な施策としての評価
b) 提言する効果的な施策の有効性
c)神戸市の施策としての導入可能性（既存施策との親和性等）

8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

ア 実施時期 令和6年5月22日 神戸市役所内にて実施予定

※実施日時は変更になることがある

※開催形式含め、応募者には別途連絡をする

イ 選定方法 ①提案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。

また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する
場合がある。

②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い
各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を、受託候
補者とする。

※ただし、評価点が50点未満の場合は受託候補者に選定しない。

評価項目			点数	
1	実施 内容	調査研究 業務に関 する提案 内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務の目的を理解 した上で、方向性が的確なものとなっているか	15点
			調査研究の対象は、根拠に基づき十分かつ適切に想 定されているか	20点
			調査研究の手法は、将来有効な施策の提言を得るに あたり効果的かつ適切か	20点
			新規性のある知見の収集・提示を目指す独自の工夫 がされているか	10点
2	実施 体制	人員及び 実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当ス タッフは適切に配置されているか。また、十分な経 験と実績を有しているか	15点
		見積金額	提案内容に対して適切な見積金額となっているか	10点
3	地域性	提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店10点、支店5点)	10点	
合計			100点	

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「調査研究業務に関する提案内容」の合計点数
- ②「人員及び実績」の点数
- ③「見積金額」の点数

(2) 選考結果の通知及び公表

令和6年5月下旬に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 契約の締結

「8（1）提案審査会」における受託候補者と契約締結の協議を行う（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。

また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の優先順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」に「①又は②の内容」の水準を上回る部分があるときは、当該部分に限り「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他の書類に齟齬がある場合には、本市が事前に受託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は認めない。また、提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

- (6) 応募申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式 11 号）」を「11 問い合わせ先」まで E メールにて提出すること。

11 問い合わせ先

神戸市企画調整局大学・教育連携推進課 伊藤、野口

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 市役所 1 号館 12 階

電話：078-322-5282 FAX：078-322-6051

E-mail：toshiseisakukenkyu@office.city.kobe.lg.jp